

「LOVE焼津」

～つばやきを形に 思いをしくみに～

焼津市自治基本条例

焼津市自治基本条例を考える市民会議 素案

平成 25 年 4 月

焼津市自治基本条例を考える市民会議

焼津市自治基本条例を考える市民会議 素案とは

素案の内容

今後の予定

前文 (後日)

第1 基本的な考え方

(焼津市で自治基本条例をつくる目的)

私たちは、以下のような目的を果たすために、この条例をつくる必要があると考えました。

- (1) 焼津市の自治の基本的な考え方と進め方を、焼津市のまちづくり(「地域において、市民が当事者として、地域社会の課題、市民の暮らしの課題を解決し、まちの魅力と活力を高める持続的な活動」をいいます。以下同じです。)の制度的な基礎として明文化し、みんなで共有すること。
- (2) 市民一人ひとりがまちのことを自分のことと考え、人と人がつながり、協力し合う安心で活気ある地域社会をつくっていくこと。
- (3) 市民が議会、市役所に市政を任せきりにするのではなく、三者が焼津市の共同経営者としてお互いの持ち味を發揮し合うこと。
- (4) 大規模な地震・津波等の災害に直面したときに、市民が生命を守れるように、地縁による地域コミュニティや目的によるコミュニティ(NPO等)を核とした市民社会を切り拓いていくこと。
- (5) これらのこと〔(2)から(4)〕を実現できる制度や仕組みなどの環境づくりと実践の積み重ね(=実質的な保障)により、焼津市が将来にわたり幸せに暮らし続けられるまちにしていくこと。

【説明(考え方など)】

(焼津市のまちづくりの進め方)

- 1 焼津市では次のことを、焼津市の自治の基本的な考え方とします。
 - (1) まちづくりの主体は市民であり、まちづくりに関する意思決定にあたっては、市民同士の対話を十分行い合意することを基本とします。
 - (2) 市役所は、自らが市民にとっての成果を高めるように事業を行うだけでなく、地域の課題を市民が解決していく力が高まるように、市民のまちづくりの活動を支援するとともに協働して取り組みます。

（焼津市が目指すまちの姿）

- 1 市民、議会、市役所は、以下の理想を目指して連携・協力し、みんなで「焼津を愛せる」まちづくりを進めていきます。
 - (1) 市民がつながり、連携して地域社会を形成し、全ての人が尊重される、誰にでもやさしいまちづくりを行います。
 - (2) 自然や環境との共生を図り、地域の歴史や文化を大切にし、次世代に引き継いでいくことができる持続可能な地域社会を形成するようにまちづくりを行います。
 - (3) 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまちづくりを行います。
 - (4) 核実験により被曝した漁船第五福竜丸の母港をもつまちとして、平和を尊び、市民が学習し、平和を世界に発信するまちづくりを行います。
 - (5) 他地域との交流・連携を進めるなど、安心して暮らせるようにまちづくりを行います。

第2 市民

（住民及び市民の定義）

この条例における市民とは、以下の全ての人や団体等を含みます。

- (1) 市内に住所を有する人（以下「住民」といいます。）
- (2) 市内に居住する人
- (3) 市内で事業を営む個人・法人・その他の団体（以下「事業者」といいます。）
- (4) 市内で活動する個人・法人・その他の団体
- (5) 市内に通学する人
- (6) 市内に通勤する人

（市民が尊重されること）

- 1 市民は、性別、年齢、職業、社会との関わり、経済状況、障がいの有無などに関わらず、全ての人が平等に扱われ、人として正しいと思い行う行動がお互いに尊重されます。
- 2 **住民**は、まちづくりの当事者として参加し情報を取得する権利を持ちます。
- 3 市民は、まちづくりの担い手として参加し情報を取得する機会を持ちます。

（市民が守ること）

- 1 市民は、お互いに認め合い、思いやりの心を大切にします。
- 2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認め、論議します。
- 3 **住民**は、次世代への責任に基づき、まちづくりの当事者として、自らの生活や地域社会のあり方を考え行動します。
- 4 市民は、まちづくりの担い手としての意識を持ち、住みよいまちの実現に努めます。

（事業者）

- 1 事業者は、市民、議会、市役所とともに、お互いに支え合い、焼津市のまちづくりを盛り上げます。

- 2 事業者は、事業活動の思いや状況などについて広く情報発信し、地域の産業や事業活動について、市民に知ってもらうように努めます。
- 3 事業者は、焼津市の一員としての誇りを持ち、その事業活動の全ての過程（調達・生産・活動等）で、法令遵守のみならず、自然環境や資源の保全、労働環境や人権の配慮等に誠実・適正に取り組みます。
- 4 市民、議会、市役所は、地域社会において経済活動がその1つの基盤であることを理解し、事業者の活動の理解に努め、積極的に地域の事業活動を支援します。

（サポーター）

- 1 焼津市以外に住んでいる焼津市出身者や、焼津市にゆかりのある人、焼津市のまちづくりを応援してくれる人、団体、法人は、「焼津市まちづくりサポーター」として、まちづくりに参加し情報を取得する機会を持ちます。

第3 議会

（議会の役割）

- 1 議会は、全ての市民のために、市全体の未来を見据えて議会の意思決定をします。
- 2 議会は、条例や予算等の審議と議決を行うとともに、市役所の仕事などについて継続的に監視・評価します。
- 3 議会は、市民の議会への関心と市政への参加意欲を高めるために、市民へわかりやすく情報提供します。
- 4 議会は、市民の意見を的確に把握するために、報告会を開催するなど、幅広く市民の意見を聴く機会を設けます。
- 5 議会は、多様な市民の思いを実現するために、市民の意見に基づいて、政策提案します。
- 6 議会は、市民が議会の内容を確認（傍聴など）しやすい環境をつくとともに、会議の記録などを市民にわかりやすく公開し、開かれた議会の運営を行います。
- 7 議会は、常に議会の改革を行います。

（議員の役割）

- 1 議員は、市民、市役所とともにまちづくりを推進するという認識に立ち、議会活動と自らの活動を行います。
- 2 議員は、常に市民全体の生活や活動がしやくなるように考えて行動します。
- 3 議員は、高い倫理観に基づき、市民との信頼関係のもとに行動します。
- 4 議員は、市民の意見を議会活動と自らの活動に反映させるため、市民との意見交換の機会を設けるなど広く市民の声を聞くように努めます。
- 5 議員は、議会活動と自らの活動のほか、市政に関する情報などを市民にわかりやすく説明します。
- 6 議員は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、それを自らが政策提案するように努めます。

第4 行政

（市長）

- 1 市長は、焼津市の代表者として「住民」の信託に応え、政治倫理を守り、公正で誠実に職務に取り組みます。
- 2 市長は、市政に関する基本方針を広く市民に明らかにし、総合的見地から市政運営を行います。
- 3 市長は、市民との対話を重視し、全ての市民に公平な市政運営を行うことを基本とします。
- 4 市長は、職員が市民のために、その能力を最大限に発揮して職務に取り組むことができるよう努めます。

（市役所の組織）

- 1 市役所は、社会の要請に、迅速かつ効率的に対応できるように、その組織をつくります。
- 2 市役所は、多様な課題に対応するため、組織の横断的な連携の強化に努めます。
- 3 市役所は、職員がその能力を最大限発揮でき、かつ、より少ない人数で最大の効果をあげられるように職員を適切に登用、配置します。

（市役所の職員）

- 1 職員は、行政サービスの執行についての市民からの受託者として、責務を果たすとともに、自らも市民であることを自覚し職務を遂行します。
- 2 職員は、市民との対話を大切にし、市民の求めに対して、市民にわかりやすく説明します。
- 3 職員は、地域の課題に的確に対応するため、政策立案や業務の実行能力の向上に努めます。
- 4 市役所は、職員の能力の向上のため、職員に研修や実践の機会を与えます。

第5 市政運営

（情報の管理、提供、共有）

- 1 市役所は、民主的で開かれた行政運営を行うため、行政運営に関する情報は市民のものとして、これを適正に管理します。また、その情報は、市民に公開することを原則とします。
- 2 市役所は、市役所が決定した結果を情報公開するだけでなく、その過程も公開するようにします。
- 3 市役所は、市民が必要とする情報を、様々な発信手段を活用し、適切かつ迅速に提供します。
- 4 市役所は、個人に関する情報を適正に管理、保護し、関係者に不利益が生じないよう取り扱います。
- 5 市民は、市役所の説明会などに参加するほか、広報誌や広報物のほかインターネットなどさまざまな方法を通じて情報を共有し、積極的に自分の意見を伝えます。
- 6 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、お互いに共有するよう努めます。

7 市民、議会及び市役所は、それぞれの保有する情報を共有財産として活用するため、情報の共有に努めます。

(総合計画)

- 1 市役所は、焼津市のあるべき姿を示し、その実現に向けて、必要な事業を設定して資源を割り当て、総合的、計画的な行政運営を行うため、市役所の最も上位の計画として総合計画をつくります。
- 2 総合計画の策定は、市民の参加のもとに行い、市民と市役所の役割分担について合意し、明記します。
- 3 市役所は、法律に定められているものや緊急性がある場合を除いて、総合計画に基づいて事務・事業を進めます。
- 4 市民は、総合計画に定められた、市民の役割に沿って、まちづくりに取り組みます。市役所はそのための環境の整備に努めます。
- 5 総合計画をつくる時は、議会の議決を必要とします。
- 6 市役所は、社会情勢の変化などに応じて、適切な時期に計画を市民と共に見直します。

(行政評価)

- 1 市役所は、効率的で効果的にまちづくりの課題解決を図り、市民にとっての成果を高めるために、行政評価による、計画・実行・評価のマネジメント・サイクルに基づく行政経営を行います。
- 2 行政評価は、市役所の全ての施策（施策評価）と事務・事業（事務事業評価）について行います。
- 3 行政評価は、市民にとっての、わかりやすい成果指標を定め、その達成度などについて評価するものとし、その評価表を作成します。
- 4 市役所は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表し、これに対する市民の意見を大切なものとして十分検討し、それを翌年度の施策の方針に反映させます。
- 5 市役所は、総合計画の策定及び進行管理、予算の編成並びに市役所の組織の編成等に行政評価を反映、活用します。

(財政運営)

- 1 市役所は、住民及び事業者等からの税金などの財源を無駄にしないように活用することを徹底します。
- 2 市役所は、市役所の財政状況を総合的に把握するとともに、財政についての目標値を定めて計画をつくり、健全な財政運営を行います。
- 3 市役所は、市役所の財政運営の状況をとりまとめ、その情報を市民にわかりやすく公表します。
- 4 市役所は、総合計画や行政評価を踏まえて、事業に優先順位をつけて、財源を適切に配分するような方法で予算をつくります。
- 5 議会、議員は、焼津市全体という大きな視点から予算を審議し、住民及び事業者等からの税金が適切に使われているかを確認し、決定します。
- 6 住民及び事業者等は、納めた税金の使われ方に関心を持ち、市役所から提供される情報等（第3項）を読み、必要に応じて意見を伝えます。

（公共施設）

- 1 市役所は、市民の学習ほか様々な公共的な活動に供するために公共施設を用意し、かつ、市民が安心して使えるよう施設の維持管理を行います。
- 2 市民は、公共施設を有効に活用し、まちづくりに活かします。
- 3 公共施設は、まちづくりに必要な適切なものを配置するものとし、その数や質が過大とならないようにします。

（他の自治体等との連携）

- 1 市民、議会、市役所は、次のような目的により、他の自治体と連携及び協力をします。
 - ① 市民の生命を守るため
 - ② 地域の防災力を高めるため
 - ③ 広域的な課題の解決を図るため
 - ④ お互いのまちの自治力を高めるため
- 2 市民、議会、市役所は、上に書いた連携及び協力を進めるために、他地域との交流をすすめます。
- 3 市民、議会、市役所は、他地域で大きな困難に面したときは、できる範囲で最大限の支援を行います。

第6 自治のしくみ

（焼津市の自治の基本的考え方）

- 1 焼津市の自治は、市民、自治会等の地縁で結びつくコミュニティ、NPO等の目的で結びつくコミュニティ、事業者などと議会、市役所が、それぞれの役割分担をしながら、公共的な領域を担い、より良い暮らしや地域をつくることを基本とします。

（地縁によるコミュニティ）

- 1 住民及び市内に居住する人は、（前項を实践するため）地縁によるコミュニティ（地域コミュニティ）を組織することができる。
- 2 住民及び市内に居住する人は、一人一人の自由意思に基づきつつ、主体的に地域コミュニティに関わり、まちづくりを行います。
- 3 地域コミュニティは、地域の課題解決に向けて自発的に活動します。
- 4 地域コミュニティは、中学校区又は小学校区の範囲で組織することを基本とします。
- 5 地域コミュニティは、住民及び市内に居住する人一人一人の多様な価値観を認め合い、お互いを尊重します。
- 6 地域コミュニティは、住民及び市内に居住する人の意見を調整し合意を形成し、それを実践します。
- 7 地域コミュニティは、NPO、事業者、学校等の様々な団体や市役所と連携して活動します。
- 8 市役所は、地域コミュニティの自律を尊重し、かつ、その力が最大限発揮されるように支援します。

（目的によるコミュニティ）

- 1 地域社会の様々な課題を解決し、または政策提言を行うことを目的に組織されたNPO

法人等（NPO）は、地域社会を構成する一員として、地域コミュニティや事業者、市役所等と連携して活動します。

（市民会議）

- 1 市役所又は議会は、市民、地域コミュニティ、NPO等、議会、市役所が連携して自治を進めるための調整や大きな課題等について話し合い、また、情報を共有するために、市民、議会、市役所が参加する市民会議を開催します。
- 2 市役所は、特別の事情が無い限り、市民会議を年 1 回以上開催します。

（市民参加）

- 1 市民は、まちづくりのための政策や事業の決定及び実施にあたって、多様な形で参加できます。
- 2 市民は、地域の課題解決のための先駆的、実験的、社会的なサービス等の提案をし、自らの参加の場を作り出します。
- 3 市役所は、市民が参加しやすいように、様々な形の参加の機会を設けるとともに、市民へ参加を働きかけます。
- 4 市役所は、参加の働きかけにあたっては、自分の思いを伝える機会のない市民の声を抽出できるような手法をとるように配慮します。

（協働）

- 1 市民の組織（NPO、事業者、地域コミュニティ等）と市役所は、次に書いた協働の原則に則り、積極的に連携・協力することによって、公共的な課題の解決にあたります。
- 2 市民の組織と市役所が協働によりまちづくりを行うにあたっては、次に掲げる原則により行います。
 - （1）対等の原則 協働において、市民の組織と市役所は対等です。そのために、日頃から話し合いを持ち、相互理解を深める中で、協働の可能性や協働事業の進め方を共有します。
 - （2）自主性・自立性の原則 市民の組織と市役所は、お互いの立場や特性をよく理解しあい、尊重し合ったうえで、協働事業におけるお互いの役割や責任の分担等を明確にします。
 - （3）目的共有の原則 市民の組織と市役所は、お互いに協働により達成しようとする目的を共有します。そのために計画の初期から話し合い、目的を双方が協働して創ることに努めます。
 - （4）公開の原則 市民の組織と市役所は、お互いに説明責任を果たすと同時に、協働のプロセスや成果等を積極的に公開していき、誰でもが広く参入できることを明らかにします。
 - （5）時限性の原則 市民の組織と市役所は、なれ合いにならないように、目的達成のためにもみ時限的に協働し、協働事業について常に自己評価し、一定の時期に公表します。
- 3 市民の組織と市役所は、協働によるまちづくりをすすめるため、協働のルールを創るとともに、それぞれの守備範囲や担う領域の設定と役割分担を行います。
- 4 市民の組織と市役所は、協働によるまちづくりをすすめるため、人材の発掘と育成及び情報の収集と提供に努めます。
- 5 市民の組織と市役所は、協働を進めるため、双方が対話の場を創るよう努力します。

第7 地震・津波に対する安心の備え

（大地震等に対する基本的考え）

- 1 市民、議会、市役所は、市民の生命や財産及び暮らしを守るために、お互いに役割分担し、大地震の発生などの緊急時に適切な対応ができる体制を整えます。

（大地震等への備え）

- 1 市役所は、大地震の発生などに備えて、市役所の機能を維持・継続できるように体制整備をするとともに、できる限りの想定を盛り込んだ計画を策定し、それを有効に活用できるようにします。
- 2 市民は、起こり得る大地震の発生などに日頃から関心を持ち、自ら備えるほか、大地震などに際しては地域での活動が大きな役割を果たすことを理解し、日頃から地域での訓練などの活動を行い、参加することで、危機に強い地域づくりに努めます。

（大地震等の発生時の対応）

- 1 市役所は、大地震の発生などの緊急時にも、大局を見失わず、その能力を最大限に発揮し、市民の生命及び財産を守るために、最適かつ迅速な措置をとります。
- 2 市民は、大地震などが発生したときは、まず、自分の身を自分で守る（自助）ことを念頭に行動し、次に隣近所でお互いに協力し助け合います（共助）。
- 3 議会は、大地震などが発生したときは、市民の生命や財産を守るための焼津市の意思決定が直ちにできるように努めます。

（被災からの復興）

- 1 市役所は、被災後、市民が一日でも早く平常の生活ができるように最大限の努力をし、希望が持てる地域を取り戻すように努めます。
- 2 市民は、被災後お互いに声を掛け合うなど励まし合い、秩序を保ちながら、地域を再生するために協力し合います。
- 3 議会は、被災後に、市民及び市役所が復興への取り組みができるための、速やかな意思決定をします。

（その他の災害等における対応）

- 1 市民、議会、市役所は、大地震や津波以外の災害や危機に対しても、大地震や津波と同様に事前の準備や事後の対応を行うように、日頃からその準備等に取り組みます。

第8 条例を活かすためのしくみ

（条例の実効性の確保）

- 1 市役所は、この条例の実効性を確保するため、毎年、市民へ啓発のための説明会及び市役所の職員研修を実施します。
- 2 市役所は、この条例の運用状況を取りまとめ、毎年1回は、市民に対して説明します。
- 3 市役所は、この条例の推進を図るため、市民による「推進委員会」を設置します。

（条例の見直し）

- 1 市役所及び議会は、この条例について、4年毎又は必要な時に随時見直しを行います。
- 2 市役所及び議会は、この条例の見直しにあたっては、推進委員会ほか広く市民の意見をきかなければなりません。

（この条例の位置づけ）

- 1 市民、議会、市役所は、この条例を焼津市の自治を進める基礎として位置づけ、積極的に活用し、それぞれの役割を果たしていきます。
- 2 市役所は、焼津市のきまり〔条例、規則など〕や計画をつくり、運用する時は、この条例できめられている内容を最大限に尊重します